

令和2年5月28日

新型コロナウイルスにかかる緊急事態宣言解除後の対応について

(お知らせ)

社会福祉法人翡翠会
理事長 大越一博

拝啓 日頃より本会に対しまして格別のご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

また、ご利用者様並びにご家族の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、本法人の取り組みにご理解・ご協力頂き、ありがとうございます。

さて標記の件につきまして、国の緊急事態宣言解除に伴い、段階的に利用等の制限を下記の通り緩和していきます。

また、本通知の内容は現時点のものであり、感染状況の推移により変更する可能性があることを予めご承知おき下さい。

① ご家族の面会について

6月1日より予約制で再開します。事前に各事業所に電話連絡をお願い致します。

② 入所利用者様の外出・外泊について

7月1日を目途に再開を検討しております。

③ すえひろ工房やまぶきの再開について

休止期間を6月末まで延長し、7月1日に再開する予定です。

④ 山武みどり学園通所・短期入所サービスのご利用者様について

他事業所を利用されている方の受け入れ制限については6月末まで継続とし、7月より順次受け入れを拡大していきます。

短期入所については、安全面を考慮し個室のみの受け入れとなりますので、空室状況によりご要望にお応えできないこともあります。

⑤ 新規利用者様の受け入れについて

7月1日を目途に再開する予定です。

⑥ ボランティアの受け入れについて

当面の間、原則受け入れ停止とします。

上記の対応につきましては現状を踏まえたものであり、国・県より感染拡大についての「警報」が発令された際には再度利用制限等の措置をとらせて頂きます。ご利用者様・ご家族の皆様方には、事情をご賢察のうえ、なにとぞご協力のほど重ねてお願い申し上げます。

敬具